

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R6.10.01 適用)	改正前 (R5.10.01 適用)
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>2 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「長野県建設工事事務処理規程(以下「事務処理規程」という。）」、「長野県建設工事監督要綱(以下「監督要綱」という。）」及び「長野県建設工事等検査要綱(以下「検査要綱」という。）」、「建設工事指導監査要領(以下「監査要領」)、及び「建設工事抜き打ち検査要領(以下、「抜き打ち検査要領」)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p> <p>また、受注者はこれら監督、検査(しゅん工検査、抜き打ち検査、指導監査及び、既済部分検査)に当たっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 ～ 1-1-26 [略]</p> <p>1-1-27 建設副産物</p> <p>4 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、<u>コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等</u>を土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p><u>5 受領書の交付</u></p> <p><u>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u></p> <p><u>6 再生資源利用促進計画</u></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p><u>7 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</u></p> <p><u>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付す</u></p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 [略]</p> <p>2 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「長野県建設工事事務処理規程(以下「事務処理規程」という。）」、「長野県建設工事監督要綱(以下「監督要綱」という。）」及び「長野県建設工事等検査要綱(以下「検査要綱」という。）」、「建設工事指導監査要領(以下「監査要領」)、及び「建設工事抜き打ち検査要領(以下、「抜き打ち検査要領」)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p> <p>また、受注者はこれら監督、検査(しゅん工検査、抜き打ち検査、指導監査及び、既済部分検査)に当たっては、地方自治法施行令 <u>(平成15年1月31日改正政令第28号)</u> 第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 ～ 1-1-26 [略]</p> <p>1-1-27 建設副産物</p> <p>4 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、<u>土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物</u>を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>追加</p> <p><u>5 再生資源利用促進計画</u></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>追加</p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.01適用）	改正前（R5.10.01適用）
<p><u>るとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p><b>8 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</b></p> <p><u>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</u></p> <p><b>9 実施書の提出</b></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員等に提出しなければならない。<u>なお、「10.建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に登録した場合は、提出に代わるものとし提出は不要とする。</u></p> <p><b>10 建設副産物情報交換システム(COBRIS)</b></p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設工合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するものとする。これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-28 ～ 1-1-38 [略]</p> <p>1-1-39 施工管理</p> <p>11 工事情報共有化</p> <p>受注者は、監督員等及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、<u>工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」</u>に基づくこととする。</p> <p>なお、<u>工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」</u>を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</p> <p>1-1-40 [略]</p> <p>1-1-41 週休2日の対応</p> <p>受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。</p> <p>なお、週休2日は、<u>土日、祝日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日</u>を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p> <p>1-1-42 ～ 1-1-43 [略]</p> <p>1-1-44 工事中の安全確保</p> <p>1 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、<u>最新の</u>土木工事等施工技術安全指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)、建</p>	<p>追加</p> <p><b>6 実施書の提出</b></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員等に提出しなければならない。</p> <p><b>7 建設副産物情報交換システム(COBRIS)</b></p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設工合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するものとする。<u>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、</u>これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-28 ～ 1-1-38 [略]</p> <p>1-1-39 施工管理</p> <p>11 工事情報共有化</p> <p>受注者は、監督員等及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、<u>「農政部における情報共有システム実施要領」</u>に基づくこととする。</p> <p>なお、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</p> <p>1-1-40 [略]</p> <p>1-1-41 週休2日の対応</p> <p>受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。</p> <p>なお、週休2日は、<u>月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日</u>を確保し実施に努めなければならない。</p> <p>1-1-42 ～ 1-1-43 [略]</p> <p>1-1-44 工事中の安全確保</p> <p>1 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事等施工技術安全指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、<u>令和4年2</u></p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.01適用）	改正前（R5.10.01適用）
<p>設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日)、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>1-1-45 ～ 1-1-49 [略]</p> <p>1-1-50 交通安全管理</p> <p>4 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>11 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(令和3年7月20日改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年3月改正法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-51 [略]</p> <p>1-1-52 諸法令の遵守</p> <p>(10) 健康保険法(令和5年5月改正法律第31号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正法律第97号)</p> <p>(15) 道路交通法(令和5年5月改正法律第19号)</p> <p>(16) 道路運送法(令和5年4月改正法律第18号)</p> <p>(37) 電気事業法(令和5年6月改正法律第44号)</p> <p>(38) 消防法(令和5年6月改正法律第18号)</p> <p>(40) 建築基準法(令和5年6月改正法律第18号)</p> <p>(56) 職業安定法(令和5年6月改正法律第44号)</p> <p>(60) 電波法(令和4年12月改正法律第93号)</p> <p>(63) 農薬取締法(令和5年5月改正法律第36号)</p> <p>(64) 毒物及び劇物取締法(令和5年3月改正法律第36号)</p> <p>(68) 個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正法律第79号)</p>	<p>月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日)、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>1-1-45 ～ 1-1-49 [略]</p> <p>1-1-50 交通安全管理</p> <p>4 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年9月改正内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>11 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(令和3年7月20日改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年1月改正政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正法律第16号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-51 [略]</p> <p>1-1-52 諸法令の遵守</p> <p>(10) 健康保険法(令和3年6月改正法律第66号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正法律第69号)</p> <p>(15) 道路交通法(令和4年4月改正法律第32号)</p> <p>(16) 道路運送法(令和2年6月改正法律第36号)</p> <p>(37) 電気事業法(令和2年6月改正法律第49号)</p> <p>(38) 消防法(令和3年5月改正法律第44号)</p> <p>(40) 建築基準法(令和3年5月改正法律第44号)</p> <p>(56) 職業安定法(令和4年3月改正法律第12号)</p> <p>(60) 電波法(令和4年3月改正法律第70号)</p> <p>(63) 農薬取締法(令和2年12月改正法律第62号)</p> <p>(64) 毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正法律第66号)</p> <p>(68) 個人情報の保護に関する法律(令和4年5月改正法律第54号)</p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6 10.01 適用）	改正前（R5 10.01 適用）
<p>(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  <u>（令和5年6月改正法律第58号）</u></p> <p>(70) 肥料取締法（<u>令和2年8月改正法律第235号</u>）</p> <p><u>(82) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）</u></p> <p>1-1-53 ～ 1-1-65 [略]</p> <p><u>1-1-66 ワンデーレスポンス</u>  <u>監督員等及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</u>  <u>ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</u></p>	<p>(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  <u>（平成30年6月改正法律第67号）</u></p> <p>(70) 肥料取締法（<u>令和元年12月改正法律第62号</u>）</p> <p>追加</p> <p>1-1-53 ～ 1-1-65 [略]</p> <p>追加</p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R6.10.01適用)	改正前 (R5.10.01適用)																																																																												
<p>第2章 機器及び材料</p> <p>第1節 通則</p> <p>2-1-1 一般事項</p> <p>1 ~ 3 [略]</p> <p>4 海外の建設資材の品質証明</p> <p>受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分/細別</th> <th>品目</th> <th>対応 JIS 規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I セメント</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">II 鋼材</td> <td>1 構造用圧延鋼材</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 軽量形鋼</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 鋼管</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 鉄線</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 ワイヤロープ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 プレストレストコンクリート用鋼材</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7 鉄鋼</td> <td>鉄線</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8 鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 鋼製支保工</td> <td>(略)</td> <td>(略)  </td> </tr> <tr> <td>III 瀝青材料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>IV 割ぐり石及び骨材</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 ~ 8 [略]</p> <p>2-1-2 ~ 2-1-4 [略]</p> <p>第3章 ~ 第5章 [略]</p> <p>第6章 用排水ポンプ設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>6-1-1 ~ 6-1-3 [略]</p> <p>6-1-4 銘板</p> <p>1 [略]</p>	区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)	I セメント	(略)	(略)	II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	(略)	2 軽量形鋼	(略)	3 鋼管	(略)	4 鉄線	(略)	5 ワイヤロープ	(略)	6 プレストレストコンクリート用鋼材	(略)	7 鉄鋼	鉄線	(略)	溶接金網及び鉄筋格子	(略)	ひし形金網	(略)	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	(略)	(略)	9 鋼製支保工	(略)	(略)	III 瀝青材料	(略)	(略)	IV 割ぐり石及び骨材	(略)	(略)	<p>第2章 機器及び材料</p> <p>第1節 通則</p> <p>2-1-1 一般事項</p> <p>1 ~ 3 [略]</p> <p>4 海外の建設資材の品質証明</p> <p>受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分/細別</th> <th>品目</th> <th>対応 JIS 規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I セメント</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">II 鋼材</td> <td>1 構造用圧延鋼材</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 軽量形鋼</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 鋼管</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 鉄線</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 ワイヤロープ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 プレストレストコンクリート用鋼材</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7 鉄鋼</td> <td>鉄線</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>溶接金網</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8 鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 鋼製支保工</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>III 瀝青材料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>IV 割ぐり石及び骨材</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 ~ 8 [略]</p> <p>2-1-2 ~ 2-1-4 [略]</p> <p>第3章 ~ 第5章 [略]</p> <p>第6章 用排水ポンプ設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>6-1-1 ~ 6-1-3 [略]</p> <p>6-1-4 銘板</p> <p>1 [略]</p>	区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)	I セメント	(略)	(略)	II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	(略)	2 軽量形鋼	(略)	3 鋼管	(略)	4 鉄線	(略)	5 ワイヤロープ	(略)	6 プレストレストコンクリート用鋼材	(略)	7 鉄鋼	鉄線	(略)	溶接金網	(略)	ひし形金網	(略)	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	(略)	(略)	9 鋼製支保工	(略)	(略)	III 瀝青材料	(略)	(略)	IV 割ぐり石及び骨材	(略)	(略)
区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)																																																																											
I セメント	(略)	(略)																																																																											
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	(略)																																																																											
	2 軽量形鋼	(略)																																																																											
	3 鋼管	(略)																																																																											
	4 鉄線	(略)																																																																											
	5 ワイヤロープ	(略)																																																																											
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	(略)																																																																											
	7 鉄鋼	鉄線	(略)																																																																										
		溶接金網及び鉄筋格子	(略)																																																																										
		ひし形金網	(略)																																																																										
8 鋼製ぐい及び鋼矢板	(略)	(略)																																																																											
9 鋼製支保工	(略)	(略)																																																																											
III 瀝青材料	(略)	(略)																																																																											
IV 割ぐり石及び骨材	(略)	(略)																																																																											
区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)																																																																											
I セメント	(略)	(略)																																																																											
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	(略)																																																																											
	2 軽量形鋼	(略)																																																																											
	3 鋼管	(略)																																																																											
	4 鉄線	(略)																																																																											
	5 ワイヤロープ	(略)																																																																											
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	(略)																																																																											
	7 鉄鋼	鉄線	(略)																																																																										
		溶接金網	(略)																																																																										
		ひし形金網	(略)																																																																										
8 鋼製ぐい及び鋼矢板	(略)	(略)																																																																											
9 鋼製支保工	(略)	(略)																																																																											
III 瀝青材料	(略)	(略)																																																																											
IV 割ぐり石及び骨材	(略)	(略)																																																																											

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R6.10.01適用)	改正前 (R5.10.01適用)														
<p>2 銘板の仕様</p> <p>銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表6-1-1を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表6-1-1</p> <table border="1" data-bbox="439 373 1338 596"> <tr> <td>仕様</td> <td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寸法</td> <td>ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合 80mm×125mm以上</td> </tr> <tr> <td>ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合 125mm×200mm以上</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>黄銅板又はステンレス鋼板</td> </tr> </table> <p>6-1-5 ～ 6-1-6 [略]</p> <p>第2節 ポンプ</p> <p>6-1-1 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 主ポンプ設備の設計</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <b>主ポンプ</b>の構造は、その用途に適し連続運転に耐える堅牢なもので、運転上支障となる空気流入などの現象が発生しないものとする。 また、点検等が容易なものでなければならない。</p> <p>(3) <b>主ポンプ</b>設備は、流水による管路損失が少なく、耐摩耗性、耐食性に優れているとともに、内外面とも平滑な面を有し欠陥があってはならない。</p> <p>(4) 主ポンプ設備の状態監視保全の観点から、<b>陸上ポンプにおいては、運転時に、</b>主ポンプ主軸の振動(軸変位)を計測可能な構造とする。</p> <p>6-2-2 立軸(軸流・斜流・渦巻)ポンプ</p> <p>1 ～ 7 [略]</p> <p>8 ポンプスラスト軸受</p> <p>ポンプ羽根車推力をポンプで支持する場合は、減速機<b>又は</b>原動機<b>との軸継手</b>は、たわみ軸継手又は自在継手を<b>用いるものとし、</b>ポンプスラスト軸受は、吐出エルボにスラスト軸受台を設け、回転体の軸方向位置の調整が可能なものとする。また、減速機又は原動機等で支持する場合には、固定軸継手を用い、中間スペーサや調節リング等で軸の縦方向位置を調節可能な構造とするものとする。</p> <p>9 水中軸受</p> <p>水中軸受は、次によるものとする。</p> <p>(1) 水中軸受は、<b>無注水形軸受</b>とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 付属品</p> <p>受注者は、主ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。</p>	仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸法	ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合 80mm×125mm以上	ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合 125mm×200mm以上	材質	黄銅板又はステンレス鋼板	<p>2 銘板</p> <p>銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表6-1-1を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表6-1-1</p> <table border="1" data-bbox="1700 373 2599 596"> <tr> <td>仕様</td> <td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寸法</td> <td>ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合 80mm×125mm以上</td> </tr> <tr> <td>ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合 125mm×200mm以上</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>黄銅板又はステンレス鋼板</td> </tr> </table> <p>6-1-5 ～ 6-1-6 [略]</p> <p>第2節 ポンプ</p> <p>6-1-1 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 主ポンプ設備の設計</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <b>ポンプ</b>の構造は、その用途に適し連続運転に耐える堅牢なもので、運転上支障となる空気流入などの現象が発生しないものとする。 また、点検等が容易なものでなければならない。</p> <p>(3) <b>ポンプ</b>設備は、流水による管路損失が少なく、耐摩耗性、耐食性に優れているとともに、内外面とも平滑な面を有し欠陥があってはならない。</p> <p>(4) 主ポンプ設備の状態監視保全の観点から、<b>水中モーター以外においては、</b>主ポンプ主軸の振動(軸変位)を計測可能な構造とする。</p> <p>6-2-2 立軸(軸流・斜流・渦巻)ポンプ</p> <p>1 ～ 7 [略]</p> <p>8 ポンプスラスト軸受</p> <p>ポンプ羽根車推力を、ポンプで支持する場合は、減速機<b>及び</b>原動機<b>とポンプ</b>との軸継手<b>には、</b>たわみ軸継手又は自在継手を用い、ポンプスラスト軸受は、吐出エルボにスラスト軸受台を設け、回転体の軸方向位置の調整が可能なものとする。また、減速機又は原動機等で支持する場合には、固定軸継手を用い、中間スペーサや調節リング等で軸の縦方向位置を調節可能な構造とするものとする。</p> <p>9 水中軸受</p> <p>水中軸受は、次によるものとする。</p> <p>(1) 水中軸受は、<b>無注水形軸受(セラミック軸受等)</b>とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 付属品</p> <p>受注者は、主ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。</p>	仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸法	ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合 80mm×125mm以上	ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合 125mm×200mm以上	材質	黄銅板又はステンレス鋼板
仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板														
寸法	ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合 80mm×125mm以上														
	ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合 125mm×200mm以上														
材質	黄銅板又はステンレス鋼板														
仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板														
寸法	ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合 80mm×125mm以上														
	ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合 125mm×200mm以上														
材質	黄銅板又はステンレス鋼板														

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.01適用）	改正前（R5.10.01適用）
<p>なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(10) 小配管、<u>小弁類等</u> 1台分</p> <p>(11) [略]</p> <p>12 予備品</p> <p>受注者は、<u>1台のポンプに対し</u>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>6-2-3 横軸(軸流・斜流)ポンプ</p> <p>1 ~ 8 [略]</p> <p>9 予備品</p> <p>受注者は、<u>1台のポンプに対し</u>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。</p> <p>(1) 軸封水用パッキン 1台分</p> <p>(2) 自動グリスポンプ用ベルト 1台分</p> <p>6-2-4 横軸(渦巻)ポンプ</p> <p>1 [略]</p> <p>2 ケーシング</p> <p><u>両吸込</u>の場合は、ケーシングは軸芯面で上下に2分割できる構造とする。</p> <p>また、ケーシング上部に満水検知器、軸封水管、計器用スタンド座、吊手等を設け、ケーシング下部には、水平吸込口、水平吐出口、据付用脚・軸受箱、ドレン管等を設けるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 主軸及び主軸継手</p> <p>主軸及び主軸継手は、動力伝達、危険速度、たわみ等を考慮した必要な強度を有するものにする。</p> <p>5 ~ 7 [略]</p> <p>8 予備品</p> <p>受注者は、<u>1台のポンプに対し</u>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。</p> <p>(1) 軸封部用パッキン 1台分</p> <p>(2) [略]</p> <p>6-2-5 水中モータポンプ(渦巻形)</p> <p>1 ケーシング</p> <p>ポンプケーシングは、吸込ケーシング及び渦巻きケーシングで構成し、内部圧力及び振動に対し十分な強度を有するものとする。</p> <p>また、ケーシング上部には水中モータ取付け用座を設けるとともに、メカニカルシール室及び給油口を設けるものとする。</p>	<p>なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(10) 小配管、<u>小弁類</u> 1台分</p> <p>(11) [略]</p> <p>12 予備品</p> <p>受注者は、<u>主ポンプ1台に対して</u>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>6-2-3 横軸(軸流・斜流)ポンプ</p> <p>1 ~ 8 [略]</p> <p>9 予備品</p> <p>受注者は、<u>主ポンプ1台に対して</u>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。</p> <p>(1) 軸封水用パッキン(<u>同一口径、同一形状ごと</u>) 1台分</p> <p>(2) 自動グリスポンプ用ベルト(<u>同一口径、同一形状ごと</u>) 1台分</p> <p>6-2-4 横軸(渦巻)ポンプ</p> <p>1 [略]</p> <p>2 ケーシング</p> <p><u>両吸い込み</u>の場合は、ケーシングは軸芯面で上下に2分割できる構造とする。</p> <p>また、ケーシング上部に満水検知器、軸封水管、計器用スタンド座、吊手等を設け、ケーシング下部には、水平吸込口、水平吐出口、据付用脚・軸受箱、ドレン管等を設けるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 主軸及び主軸継手</p> <p>主軸及び主軸継手は、動力伝達、危険速度、たわみ等を考慮した必要な強度を有するものにする。</p> <p>5 ~ 7 [略]</p> <p>8 予備品</p> <p>受注者は、<u>主ポンプ1台に対して</u>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。</p> <p>(1) 軸封部用パッキン(<u>同一口径、同一形状毎</u>) 1台分</p> <p>(2) [略]</p> <p>6-2-5 水中モータポンプ(渦巻形)</p> <p>1 ケーシング</p> <p>ポンプケーシングは、吸込ケーシング及び渦巻きケーシングで構成し、内部圧力及び振動に対し十分な強度を有するものとする。</p> <p>また、ケーシング上部には水中モータ取付け用座を設けるとともに、メカニカルシール室及び給油口を設けるものとする。</p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.01適用）	改正前（R5.10.01適用）
<p>さらに、ケーシング内に浸水検知器を設置する独立した浸水溜まり室を設け、万一メカニカルシールが破損した場合でも、モータフレーム内に浸水する前に検知できる構造とする。</p> <p>2 羽根車 羽根車は、軸流又は斜流羽根で、強固な構造を持つこと。<u>また</u>、釣合いを取るとともに、表面を滑らかに仕上げるものとする。</p> <p>なお、羽根の枚数は、回転機械一剛性ロータの釣合い良さ(JIS B 0905)釣り合いの観点から2枚以上とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 水中モータポンプの着脱 着脱曲胴から垂直に設置された2本のガイドパイプに添って吊り降ろすことによって、自動的に定位置に据付けられる構造とする。</p> <p>着脱曲胴とポンプの接合面は、ポンプの自重によってシールされるものとし、接合面はメタルタッチとする。</p> <p>5 ～ 10 [略]</p> <p>11 保護装置 水中ポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)</u> その他必要なもの</p> <p>12 [略]</p> <p>13 予備品 受注者は、<u>1台のポンプに対し</u>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>6-2-6 水中モータポンプ(コラム形)</p> <p>1 ～ 9 [略]</p> <p>10 軸受 軸受は、回転部重量及び水力スラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。</p> <p>11 [略]</p> <p>12 保護装置 水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。</p> <p>(1) 浸水検知器 (2) 温度上昇検出装置 <u>(3)</u> その他必要なもの</p>	<p>さらに、ケーシング内に浸水検知器を設置する独立した浸水溜まり室を設け、万一メカニカルシールが破損した場合でも、モータフレーム内に浸水する前に検知できる構造とする。</p> <p>2 羽根車 羽根車は、軸流又は斜流羽根で、強固な構造を持つこと。<u>又</u>釣合いを取るとともに、表面を滑らかに仕上げるものとする。</p> <p>なお、羽根の枚数は、回転機械一剛性ロータの釣合い良さ(JIS B 0905)釣り合いの観点から2枚以上とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 水中モータポンプの着脱 渦巻きポンプの場合は、着脱曲胴から垂直に設置された2本のガイドパイプに添って吊り降ろすことによって、自動的に定位置に据付けられる構造とする。</p> <p>着脱曲胴とポンプの接合面は、ポンプの自重によってシールされるものとし、接合面はメタルタッチとする。</p> <p>5 ～ 10 [略]</p> <p>11 保護装置 水中ポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 過電流</u></p> <p><u>(4)</u> その他必要なもの</p> <p>12 [略]</p> <p>13 予備品 受注者は、<u>主ポンプ1台に対して</u>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>6-2-6 水中モータポンプ(コラム形)</p> <p>1 ～ 9 [略]</p> <p>10 軸受 軸受は、回転部重量及び水力スラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。</p> <p>11 [略]</p> <p>12 保護装置 水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。</p> <p>(1) 浸水検知器 (2) 温度上昇検出装置 <u>(3) 過電流</u></p>



施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R6.10.01適用)	改正前 (R5.10.01適用)
<p>13・14 [略]</p> <p>6-2-7 水中モータポンプ(ポンプゲート形)</p> <p>1 ~ 9 [略]</p> <p>10 軸受</p> <p>軸受は、回転部重量及び水<u>力</u>スラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。</p> <p>11 [略]</p> <p>12 保護装置</p> <p>水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。</p> <p>(1) 浸水検知器</p> <p>(2) 温度上昇検出装置</p> <p><u>(3) その他必要なもの</u></p> <p>13・14 [略]</p> <p>第3節 吸吐出管</p> <p>6-3-1 (略)</p> <p>6-3-2 吸込管</p> <p>1 [略]</p> <p>2 配管</p> <p>配管は空気だまりができないような形状とし、ポンプに向かって1/50~1/100の上り勾配となるよう配管するものとするが、やむを得ず空気だまりができる部分は排気できる構造とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>6-3-3 ~ 6-3-4 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第5節 主ポンプ用原動機</p> <p>6-5-1 ~ 6-5-3 [略]</p> <p>6-5-4 電動機(水中ポンプ用は除く)</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 軸受</p> <p>軸受は、すべり軸受又はころがり軸受とし、予想される運転中の最大荷重・振動等に対し<u>耐え</u> <u>得る</u>ものとする。</p> <p>なお、スラスト荷重を電動機で受ける場合は、荷重条件に適したものとする。</p> <p>4 ~ 8 [略]</p> <p>第6節 動力伝達装置</p> <p>6-6-1 遠心クラッチ</p>	<p><u>(4) その他必要なもの</u></p> <p>13・14 [略]</p> <p>6-2-7 水中モータポンプ(ポンプゲート形)</p> <p>1 ~ 9 [略]</p> <p>10 軸受</p> <p>軸受は、回転部重量及び水<u>力</u>スラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。</p> <p>11 [略]</p> <p>12 保護装置</p> <p>水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。</p> <p>(1) 浸水検知器</p> <p>(2) 温度上昇検出装置</p> <p><u>(3) 過電流</u></p> <p><u>(4) その他必要なもの</u></p> <p>13・14 [略]</p> <p>第3節 吸吐出管</p> <p>6-3-1 [略]</p> <p>6-3-2 吸込管</p> <p>1 [略]</p> <p>2 配管</p> <p>配管は空気だまりができないような形状とし、ポンプに向かって1/50~1/100の上り勾配となるよう配管とするものとするが、やむを得ず空気だまりができる部分は排気できる構造とする。</p> <p>3[略]</p> <p>6-3-3 ~ 6-3-4 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第5節 主ポンプ用原動機</p> <p>6-5-1 ~ 6-5-3 [略]</p> <p>6-5-4 電動機(水中ポンプ用は除く)</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 軸受</p> <p>軸受は、すべり軸受又はころがり軸受とし、予想される運転中の最大荷重・振動等に対し<u>耐えう</u> <u>る</u>ものとする。</p> <p>なお、スラスト荷重を電動機で受ける場合は、荷重条件に適したものとする。</p> <p>4 ~ 8 [略]</p> <p>第6節 動力伝達装置</p> <p>6-6-1 遠心クラッチ</p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.01適用）	改正前（R5.10.01適用）
<p>1 遠心クラッチの構造                      (1)～(4) [略]                      (5) 遠心クラッチの手動レバーが振動等により容易に移動することのないように<u>するとともに</u>、ロック装置を有したものとし、操作力は100N以下とする。                      また、危険な回転部分には安全カバーを設けるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>6-6-2～6-6-3 [略]</p> <p>第7節 減速機                      6-7-1・6-7-2 [略]                      6-7-3 <u>遊星歯車</u>減速機                      1～2 [略]                      6-7-4～6-7-6 [略]</p> <p>第8節 系統機器設備                      6-8-1 一般事項                      1～3 [略]                      4 危険分散                      複数台の主ポンプ及び自家発電設備の運転に共通に使用される<u>共通系統機器</u>については、危険分散を考慮し、重要度により予備機を設けるかバックアップ機能を有した構造とする。</p> <p>6-8-2 満水(呼水)系統設備                      1 満水(呼水)系統設備の構造                      満水(呼水)系統設備は、気密性に優れたものとし、主ポンプを必要時間内で満水可能な容量とする。                      また、満水時間は極力短いことが望ましく、真空ポンプ吸込及び<u>吐出管</u>の呼び水時間が5分以内となる容量とする。ただし、吸込管、吐出管が長い場合及び口径2,000mm以上のポンプ等で充水量が多い場合は、電動機容量等を考慮し呼び水時間は10分以内とする。</p> <p>2 真空ポンプ                      (1) [略]                      (2) <u>付属品は</u>、真空ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。                      ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。                      なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。                      ①～⑥ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>6-8-3 給水系統設備                      1～3 [略]                      4 水槽類                      (1) 一般事項                      ① [略]</p>	<p>1 遠心クラッチの構造                      (1)～(4) [略]                      (5) 遠心クラッチの手動レバーが振動等により容易に移動することのないように<u>するものとし</u>、ロック装置を有したものとし、操作力は100N以下とする。                      また、危険な回転部分には安全カバーを設けるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>6-6-2～6-6-3 [略]</p> <p>第7節 減速機                      6-7-1・6-7-2 [略]                      6-7-3 <u>遊歯車</u>減速機                      1～2 [略]                      6-7-4～6-7-6 [略]</p> <p>第8節 系統機器設備                      6-8-1 一般事項                      1～3 [略]                      4 危険分散                      複数台の主ポンプ及び自家発電設備の運転に共通に使用される<u>共通系統(補助)機器</u>については、危険分散を考慮し、重要度により予備機を設けるかバックアップ機能を有した構造とする。</p> <p>6-8-2 満水(呼水)系統設備                      1 満水(呼水)系統設備の構造                      満水(呼水)系統設備は、気密性に優れたものとし、主ポンプを必要時間内で満水可能な容量とする。                      また、満水時間は極力短いことが望ましく、真空ポンプ吸込及び<u>吐出し管</u>の呼び水時間が5分以内となる容量とする。ただし、吸込管、吐出管が長い場合及び口径2,000mm以上のポンプ等で充水量が多い場合は、電動機容量等を考慮し呼び水時間は10分以内とする。</p> <p>2 真空ポンプ                      (1) [略]                      (2) <u>受注者は、付属品として</u>、真空ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。                      ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。                      なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。                      ①～⑥ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>6-8-3 給水系統設備                      1～3 [略]                      4 水槽類                      (1) 一般事項                      ① [略]</p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.01適用）	改正前（R5.10.01適用）
<p>②付属品は、水槽1基に対して次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。 なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。 ア～ク [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>5 水処理装置</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) オートストレーナ オートストレーナは、<u>ごみ</u>を除去する場合に用いるもので逆洗浄できる構造とし、バイパス配管及びバルブを設けるものとする。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6-8-4 燃料系統設備</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 ①燃料貯油槽は、危険物関係法令(消防法、政令、都道府県市町村条例等)を遵守して設置するものとする。 ② [略]</p> <p>2 地下式燃料貯油槽</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) タンク(圧力タンク以外)に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は30mm以上とする。先端は屋外にあって地上4m以上の高さとし、かつ建築物の窓、<u>出入口等</u>の開口部から1m以上離し、水平より下に45度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>付属品は</u>、地下式燃料貯油槽1基に対して次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。 なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。 ①～⑬ [略]</p> <p>3 屋外式燃料貯油槽</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) タンク(圧力タンク以外)に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は30mm以上とする。先端は屋外にあって地上4m以上の高さとし、かつ建築物の窓、<u>出入口等</u>の開口部から1m以上離し、水平より下に45度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 配管に<u>不同</u>沈下や地震等によりタンクとの結合部分に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。</p>	<p>②受注者は、<u>付属品として</u>、水槽1基に対して次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。 なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。 ア～ク [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>5 水処理装置</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) オートストレーナ オートストレーナは、<u>ゴミ</u>を除去する場合に用いるもので逆洗浄できる構造とし、バイパス配管及びバルブを設けるものとする。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6-8-4 燃料系統設備</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 ①燃料貯油槽は、<u>地下式、屋外式、屋内式等に分類され</u>、危険物関係法令(消防法、政令、都道府県市町村条例等)を遵守して設置するものとする。 ② [略]</p> <p>2 地下式燃料貯油槽</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) タンク(圧力タンク以外)に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は30mm以上とする。先端は屋外にあっては地上4.0m以上の高さとし、かつ建築物の窓、<u>出入口</u>の開口部から1m以上離し、水平より下に45度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>受注者は、付属品として</u>、地下式燃料貯油槽1基に対して次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。 なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。 ①～⑬ [略]</p> <p>3 屋外式燃料貯油槽</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) タンク(圧力タンク以外)に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は30mm以上とする。先端は屋外にあって地上4.0m以上の高さとし、かつ建築物の窓、<u>出入口</u>の開口部から1m以上離し、水平より下に45度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 配管に<u>不等</u>沈下や地震等によりタンクとの結合部分に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。</p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.01適用）	改正前（R5.10.01適用）
<p>なお、タンクの弁は鋳鋼製又は同等品以上とする。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>4 屋内式燃料貯油槽</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 配管は鋼製その他金属管とし、<u>不同</u>沈下や地震等によりタンクとの結合部に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 燃料小出槽</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配管は、<u>不同</u>沈下、地震等による破裂、損傷のないよう、隔壁の通過部及び貯油槽との結合部等に可とう伸縮継手等を設置する。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6-8-5 始動系統設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 空気圧縮機</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>付属品は</u>、空気圧縮機1台に対して、次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。 なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>①～⑧ [略]</p> <p><u>3 空気槽</u></p> <p>(1) 空気槽1本の容量は、連続操作で3回以上始動可能なものとする。</p> <p>(2) 空気槽の仕様は、設計図書による。</p> <p>6-8-6～6-8-7 [略]</p> <p>第9節 監視操作制御設備及び電源設備</p> <p>6-9-1～6-9-2 [略]</p> <p>6-9-3 監視操作制御設備</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 動力供給機能</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 電動機の過負荷保護は、設計図書で明示のない場合は次によるものとする。</p> <p>① 低圧電動機の場合は、過負荷継電器(サーマルリレー)とする。 なお、水中モータポンプ等の始動時間が短く、過負荷耐量の小さい電動機には、<u>2E又は3Eリレー</u>を使用する。</p> <p>② 高圧電動機の場合は、過電流継電器又は<u>2E、3Eリレーを使用する。</u></p>	<p>なお、タンクの弁は鋳鋼製又は同等品以上とする。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>4 屋内式燃料貯油槽</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 配管は鋼製その他金属管とし、<u>不等</u>沈下や地震等によりタンクとの結合部に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>5 (略)</p> <p>6 燃料小出槽</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配管は、<u>不等</u>沈下、地震等による破裂、損傷のないよう、隔壁の通過部及び貯油槽との結合部等に可とう伸縮継手等を設置する。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6-8-5 始動系統設備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 空気圧縮機</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>受注者は、付属品として</u>、空気圧縮機1台に対して、次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。 なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>①～⑧ [略]</p> <p><u>(3)</u> 空気槽1本の容量は、連続操作で3回以上始動可能なものとする。</p> <p><u>(4)</u> 空気槽の仕様は、設計図書による。</p> <p>6-8-6～6-8-7 [略]</p> <p>第9節 監視操作制御設備及び電源設備</p> <p>6-9-1～6-9-2 (略)</p> <p>6-9-3 監視操作制御設備</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 動力供給機能</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 電動機の過負荷保護は、設計図書で明示のない場合は次によるものとする。</p> <p>① 低圧電動機の場合は、過負荷継電器(サーマルリレー)とする。 なお、水中モータポンプ等の始動時間が短く、過負荷耐量の小さい電動機には、<u>2Eとし、移動式の場合は3Eリレー</u>を使用する。</p> <p>② 高圧電動機の場合は、過電流継電器又は<u>2Eリレーを基本に、形式に合わせ、他の過負荷防止装置と併用するものとする。</u></p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（ <u>R6.10.01</u> 適用）	改正前（ <u>R5.10.01</u> 適用）
<p>③ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6 計測機能</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、計装装置の設置位置について地形条件、施設の構造及び環境条件に配慮するものとし、検出部の特性劣化、防錆を考慮した<u>機器・材料</u>を選定し監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、設計図書で特に耐雷保護用の保安器の設置、耐雷性に優れた光ファイバーケーブルの採用について明示がある場合は、適切な機器を選択するものとする。</p> <p>①・② [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 遠方監視操作機能</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、遠方監視操作機能について設計図書に明示する以外は、次を基本として監督職員の承諾を<u>得る</u>ものとする。</p> <p>①～⑥ [略]</p> <p>(4) 遠方監視<u>操作機能</u>を設置する場合は、次の事項に留意するものとする。</p> <p>①～④ [略]</p> <p>6-9-4～6-9-5 [略]</p> <p>第10節 角落し [略]</p> <p>第11節 天井クレーン</p> <p>6-11-1 一般事項</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 地震時の落下防止対策</p> <p>主桁及び巻上装置が、地震時に外れ、落下することのないよう、落下防止装置を設けるものとする。</p> <p>6-11-2 手動式天井クレーン</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 付属品</p> <p>手動式天井クレーン1基<u>には</u>、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>6-11-3 電動式天井クレーン</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 付属品</p> <p>電動式天井クレーン1基<u>には</u>、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。</p>	<p>③ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6 計測機能</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、計装装置の設置位置について地形条件、施設の構造及び環境条件に配慮するものとし、検出部の特性劣化、防錆を考慮した<u>もの</u>を選定し監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、設計図書で特に耐雷保護用の保安器の設置、耐雷性に優れた光ファイバーケーブルの採用について明示がある場合は、適切な機器を選択するものとする。</p> <p>①・② [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 遠方監視操作機能</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、遠方監視操作機能について設計図書に明示する以外は、次を基本として監督職員の承諾を<u>得て詳細設計する</u>ものとする。</p> <p>①～⑥ [略]</p> <p>(4) 遠方監視<u>操機能</u>を設置する場合は、<u>運用管理体制に配慮して、状況を的確に把握するためのセンサの配置計画を行うものとし</u>、次の事項に留意するものとする。</p> <p>①～④ [略]</p> <p>6-9-4～6-9-5 [略]</p> <p>第10節 角落し [略]</p> <p>第11節 天井クレーン</p> <p>6-11-1 一般事項</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 地震時の落下防止対策</p> <p>主桁及び巻上装置が、地震時により外れ、落下することのないよう、落下防止装置を設けるものとする。</p> <p>6-11-2 手動式天井クレーン</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 付属品</p> <p><u>受注者は</u>、手動式天井クレーン1基<u>に対して</u>、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>6-11-3 電動式天井クレーン</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 付属品</p> <p><u>受注者は</u>、電動式天井クレーン1基<u>に対して</u>、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。</p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R6.10.01適用)	改正前 (R5.10.01適用)												
<p>(1)～(9) [略]</p> <p>第12節 据付</p> <p>6-12-1 据付準備</p> <p>1 事前確認及び調査等</p> <p>(1) <u>受注者は</u>、据付にあたり機器、部品等の有無を確認するとともに、輸送による破損箇所、不具合等の有無を点検するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>6-12-2 据付作業</p> <p>1 据付高さ等の確認</p> <p>据付にあたり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により主ポンプその他各機器類の軸芯を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。</p> <p>また、主ポンプを複数台<u>据付ける</u>場合は、ポンプ相互の関連についても確認するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 運搬方法の留意点</p> <p>受注者は、据付の精度確保上、輸送可能な限り大型ブロックに組立てた製品を現地へ運搬し、<u>据付ける</u>ものとする。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 維持管理性の配慮</p> <p>受注者は、主ポンプその他各機器類の据付に<u>当たり</u>、水抜き、油脂交換、排水、点検、保守が容易に行えるよう考慮するものとする。</p> <p>9～14 [略]</p> <p>第7章 除塵設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>7-1-1～7-1-4 [略]</p> <p>7-1-5 銘板</p> <p>1 [略]</p> <p>2 銘板</p> <p>銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表7-1-1 銘板 (単位: mm)</p> <table border="1" data-bbox="507 1591 1270 1816"> <tr> <td>種類</td> <td>エッチング <u>(凸式) 銘板</u>又は機械彫刻式銘板</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>黄銅板、<u>青銅</u>铸件、ステンレス鋼板のいずれか</td> </tr> </table> <p>7-1-6～7-1-7 [略]</p>	種類	エッチング <u>(凸式) 銘板</u> 又は機械彫刻式銘板	寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)	材質	黄銅板、 <u>青銅</u> 铸件、ステンレス鋼板のいずれか	<p>とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>第12節 据付</p> <p>6-12-1 据付準備</p> <p>1 事前確認及び調査等</p> <p>(1) 据付にあたり機器、部品等の有無を確認するとともに、輸送による破損箇所、不具合等の有無を点検するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>6-12-2 据付作業</p> <p>1 据付高さ等の確認</p> <p>据付にあたり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により主ポンプその他各機器類の軸芯を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。</p> <p>また、主ポンプを複数台<u>据え付ける</u>場合は、ポンプ相互の関連についても確認するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 運搬方法の留意点</p> <p>受注者は、運搬は据付の精度確保上、輸送可能な限り大型ブロックに組立てた製品を現地へ運搬し、<u>据付する</u>ものとする。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 維持管理性の配慮</p> <p>受注者は、主ポンプその他各機器類の据付に<u>際して</u>、水抜き、油脂交換、排水、点検、保守が容易に行えるよう考慮するものとする。</p> <p>9～14 [略]</p> <p>第7章 除塵設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>7-1-1～7-1-4 [略]</p> <p>7-1-5 銘板</p> <p>1 [略]</p> <p>2 銘板</p> <p>銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表7-1-1 銘板 (単位: mm)</p> <table border="1" data-bbox="1768 1591 2531 1816"> <tr> <td>種類</td> <td>エッチング <u>銘板 (凸式銘板)</u>又は機械彫刻銘板</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>黄銅板 <u>又は</u>青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか</td> </tr> </table> <p>7-1-6～7-1-7 [略]</p>	種類	エッチング <u>銘板 (凸式銘板)</u> 又は機械彫刻銘板	寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)	材質	黄銅板 <u>又は</u> 青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか
種類	エッチング <u>(凸式) 銘板</u> 又は機械彫刻式銘板												
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)												
材質	黄銅板、 <u>青銅</u> 铸件、ステンレス鋼板のいずれか												
種類	エッチング <u>銘板 (凸式銘板)</u> 又は機械彫刻銘板												
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)												
材質	黄銅板 <u>又は</u> 青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか												

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R6.10.01適用)	改正前 (R5.10.01適用)
<p>第2節 除塵機</p> <p>7-2-1 [略]</p> <p>7-2-2 バースクリーン</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) バースクリーンの傾斜角度は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合、傾斜角度(θ)は定置式除塵機で75°、手掻き式で45°~60°を基本とし、監督職員の承諾を<u>得る</u>ものとする。</p> <p>(4) バースクリーン目幅は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は20mmから150mmの範囲で選定し、監督職員の承諾を<u>得る</u>ものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) バースクリーンは<u>ひずみ</u>を取り除いたスクリーンバーを等間隔に配置し、堅固にフレームへ固定するものとする。</p> <p>なお、設計図書で特に示されていない限り、スクリーンバーの板厚は9mm以上とするものとする。</p> <p>7-2-3 レーキ形定置式除塵機</p> <p>1~2 [略]</p> <p>3 ガイド、補助スクリーン</p> <p>ガイド、補助スクリーンは、次によるものとする。</p> <p>(1) ガイドは、形鋼、鋼板製とし、溶接又はボルトで組立て、<u>ひずみ</u>、曲がり等のないものとする。</p> <p>(2) ~ (5) [略]</p> <p>4 エプロン</p> <p>エプロンは、裏面に適切な補強を行い、<u>ひずみ</u>のないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。</p> <p>5 レーキ及びレーキチェーン(レーキ形定置式)</p> <p>レーキ形定置式におけるレーキ及びレーキチェーンは、次によるものとする。</p> <p>(1) レーキは、レーキチェーンに堅固に<u>取付け</u>、等間隔に配置するものとする。</p> <p>(2) ~ (4) [略]</p> <p>6 ~ 11 [略]</p> <p>7-2-4 ~ 7-2-5 [略]</p> <p>第3節 搬送設備</p> <p>7-3-1 [略]</p> <p>7-3-2 ベルトコンベヤ</p> <p>1 [略]</p> <p>2 搬送設備</p> <p>搬送設備の仕様は次によるものとする。</p>	<p>第2節 除塵機</p> <p>7-2-1 [略]</p> <p>7-2-2 バースクリーン</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) バースクリーンの傾斜角度は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合、傾斜角度(θ)は定置式除塵機で75°、手掻き式で45°~60°を基本とし、監督職員の承諾を<u>受ける</u>ものとする。</p> <p>(4) バースクリーン目幅は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は20mmから150mmの範囲で選定し、監督職員の承諾を<u>受ける</u>ものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) バースクリーンは<u>歪み</u>を取り除いたスクリーンバーを等間隔に配置し、堅固にフレームへ固定するものとする。</p> <p>なお、設計図書で特に示されていない限り、スクリーンバーの板厚は9mm以上とするものとする。</p> <p>7-2-3 レーキ形定置式除塵機</p> <p>1 ~ 2 [略]</p> <p>3 ガイド、補助スクリーン</p> <p>ガイド、補助スクリーンは、次によるものとする。</p> <p>(1) ガイドは、形鋼、鋼板製とし、溶接又はボルトで組立て、<u>歪み</u>、曲がり等のないものとする。</p> <p>(2) ~ (5) [略]</p> <p>4 エプロン</p> <p><u>(1)</u> エプロンは、裏面に適切な補強を行い、<u>歪み</u>のないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。</p> <p>5 レーキ及びレーキチェーン(レーキ形定置式)</p> <p>レーキ形定置式におけるレーキ及びレーキチェーンは、次によるものとする。</p> <p>(1) レーキは、レーキチェーンに堅固に<u>取付</u>、等間隔に配置するものとする。</p> <p>(2) ~ (4) [略]</p> <p>6 ~ 11 [略]</p> <p>7-2-4 ~ 7-2-5 [略]</p> <p>第3節 搬送設備</p> <p>7-3-1 [略]</p> <p>7-3-2 ベルトコンベヤ</p> <p>1 [略]</p> <p>2 搬送設備</p> <p>搬送設備の仕様は次によるものを<u>標準</u>とする。</p>

施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.01適用）	改正前（R5.10.01適用）
<p>(1) 水平ベルトコンベヤの仕様は、次によるものとする。</p> <p>①形式 <u>20°</u> トラフ形</p> <p>② ～ ④ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 ベルトコンベヤ各部の構造</p> <p>ベルトコンベヤ各部の構造は、次によるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) [略]</p> <p>(5) コンベヤフレームは、形鋼、鋼板製とし溶接又はボルトで結合し、据付面に<u>取付け</u>全荷重に対して耐えられる構造のものとする。</p> <p>また、風圧等の外力に対しても考慮するものとする。</p> <p>(6) [略]</p> <p>4 主要材料</p> <p>ベルトコンベヤに使用する主要材料は、<u>設計図書</u>によるものとするほか適用する技術基準に準拠するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>第4節 貯留設備</p> <p>7-4-1 [略]</p> <p>7-4-2 ホッパ</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) ホッパは、<u>点検、保守を容易に行うための階段及び踊場を必要に応じて</u>設けるものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) ホッパの排出ゲート開閉装置は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は屋外形の電動形パワーシリンダとする。</p> <p>2 主要材料</p> <p>ホッパに使用する主要材料は、設計図書によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第5節 据付</p> <p>7-5-1 [略]</p> <p>7-5-2 据付作業</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、据付に当たり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により除塵機その他各機器類の<u>軸芯</u>を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。</p> <p>(2) <u>副基準点を設定した場合は、据付完了後、移動又は変形しないよう強固な保護等を施すものとする。</u></p> <p>(3) <u>受注者は据付機材の能力、据付場所による制約条件を考慮し、安全で経済的な工法を</u></p>	<p>(1) 水平ベルトコンベヤの仕様は、次によるものとする。</p> <p>①形式<u>20°</u> トラフ形</p> <p>② ～ ④ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 ベルトコンベヤ各部の構造</p> <p>ベルトコンベヤ各部の構造は、次によるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) [略]</p> <p>(5) コンベヤフレームは、形鋼、鋼板製とし溶接又はボルトで結合し、据付面に<u>取付</u>全荷重に対して耐えられる構造のものとする。</p> <p>また、風圧等の外力に対しても考慮するものとする。</p> <p>(6) [略]</p> <p>4 主要材料</p> <p>ベルトコンベヤに使用する主要材料は設計図書によるものとするほか適用する技術基準に準拠するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>第4節 貯留設備</p> <p>7-4-1 [略]</p> <p>7-4-2 ホッパ</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) ホッパには、<u>点検、保守に便利な位置に、必要な場合、階段及び踊場を</u>設けるものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) ホッパの排出ゲート開閉装置は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は屋外形の電動形パワーシリンダを<u>標準</u>とする。</p> <p>2 主要材料</p> <p>ホッパに使用する主要材料は設計図書によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第5節 据付</p> <p>7-5-1 [略]</p> <p>7-5-2 据付作業</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、据付に当たり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により除塵機その他各機器類の<u>軸心</u>を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。</p> <p>(2) <u>受注者は据付機材の能力、据付場所による制約条件を考慮し、安全で経済的な工法を選</u></p>



施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.01適用）	改正前（R5.10.01適用）
<p>選定すること。特にクレーン等による吊り上げ、吊り下げは<u>慎重</u>に行い、ワイヤサイズの選定、ワイヤ掛けの位置、保護の方法にも注意し、機器に損傷を与えないように施工するものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 基礎部の施工は次によるものとする。</p> <p>① あと施工アンカー工法は土木構造物に機器を<u>取付け</u>、アンカーボルト箇所の芯出しを行い、ハンマドリルなどで所定の径、深さに孔あけし、孔内の切粉をきれいに排出・清掃した後に、アンカーボルトを打込み機器を固定すること。</p> <p>② ～ ⑥ [略]</p> <p>⑦ 受注者は、<u>基礎ボルト選定及び据付</u>について地震を十分に考慮するものとする。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 受注者は、据付に伴いコンクリート構造物、建屋等をはつる場合は、監督職員の承諾を<u>得る</u>ものとする。</p> <p>(8) [略]</p> <p>第8章～第12章 [略]</p> <p>第13章 水管理制御設備</p> <p>第1節 ～ 第4節 [略]</p> <p>第5節 雨水テレメータ装置及び放流警報設備</p> <p>13-5-1 [略]</p> <p>13-5-2 放流警報装置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 本機器の機能は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 監視局と<u>警報</u>局間の通話が可能なものとする。</p> <p>(11) [略]</p> <p>13-5-3～ 13-5-6 [略]</p> <p>第6節 ～ 第10節 [略]</p> <p>施設機械工事完成図書等作成要領 [略]</p>	<p>定すること。特にクレーン等による吊り上げ、吊り下げは<u>注意深く</u>行い、ワイヤサイズの選定、ワイヤ掛けの位置、保護の方法にも注意し、機器に損傷を与えないように施工するものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 基礎部の施工は次によるものとする。</p> <p>① あと施工アンカー工法は土木構造物に機器を<u>取付</u>、アンカーボルト箇所の芯出しを行い、ハンマドリルなどで所定の径、深さに孔あけし、孔内の切粉をきれいに排出・清掃した後に、アンカーボルトを打込み機器を固定すること。</p> <p>② ～ ⑥ [略]</p> <p>⑦ 受注者は、<u>基礎ボルト据付</u>について地震を十分に考慮<u>したもの</u>にするものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 受注者は、据付に伴いコンクリート構造物、建屋等をはつる場合は、監督職員の承諾を<u>受け</u>るものとする。</p> <p>(7) [略]</p> <p>第8章～第12章 [略]</p> <p>第13章 水管理制御設備</p> <p>第1節 ～ 第4節 [略]</p> <p>第5節 雨水テレメータ装置及び放流警報設備</p> <p>13-5-1 [略]</p> <p>13-5-2 放流警報装置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 本機器の機能は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (9) [略]</p> <p>(10) 監視局と<u>観測</u>局間の通話が可能なものとする。</p> <p>(11) [略]</p> <p>13-5-3～ 13-5-6 [略]</p> <p>第6節 ～ 第10節 [略]</p> <p>施設機械工事完成図書等作成要領 [略]</p>